

渡嘉敷村離島高校生医療費助成事業実施要綱

令和7年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、高等学校等未設置離島の生徒がやむを得ず島外の高等学校等へ進学する高校生の保健の向上と、高校生の保護者の経済的負担軽減を図るため、高校生に係る医療費を範囲内で助成するものとし、その支給についてはこの要綱で定めるものとする。

（助成対象要件）

第2条 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1） 渡嘉敷中学校を卒業し、高等学校等に就学している生徒の保護者であり、渡嘉敷村内に住所を有する者
- （2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療費扶助等を受給していない者
- （3） 他の公的制度により同様の助成を受けることができない者

（助成対象となる医療費）

第3条 助成の対象となる医療費は、該当年度に受診した診療に係るものであり、健康保険が適用される診療、治療、処方薬、入院費及び検査費用等とし、自己負担分を全額助成する。

2 健康保険が適用されない費用（例：自由診療、予防接種、健康診断、文書料、差額部屋代等）は助成の対象の対象外とする。

（助成の申請期間）

第4条 助成金の申請期間は該当年度内とする。

（助成金の申請等）

第5条 助成金を申請する者（以下「申請者」という。）は、渡嘉敷村離島高校生医療費助成申請書（様式第1号）高校生等医療費助成申請書（様式第2号）を村長に申請しなければならない。

（助成金の支給等）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、該当申請にかかる助成金の支給を決定し支給する。この場合において決定通知書は省略することができる。

(支度金の返還)

第7条 村長は、偽りその他不正行為によって、この助成金の交付を受けた者に対して、その全部又はその一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 村は毎年度の予算措置及び取扱いにあたって、その成果を検討して見直すことができる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。